

(写)

富最賃機専第3号
令和4年10月26日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会
一般機械・自動車製造業最低賃金専門部会
部会長 両角 良子

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、
金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和4年8月23日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、別添のとおり労働経済指標等関係資料により県内の経済状況、労働市場の動向、中小企業の賃金実勢の変化などの実態把握に努め、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員	◎ 両角 良子	○ 堀岡 和正	長尾 治明
労働者代表委員	石垣 敦浩	宮崎 敏裕	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	畑 永子	筒井 俊介

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

(写)

別 紙

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で、次のいずれかの産業を営む使用者

- (1) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業
- (3) トラクタ製造業
- (4) 金属工作機械製造業
- (5) 機械工具製造業（粉末や金業を除く）
- (6) ロボット製造業
- (7) 自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。）
- (8) (1) から (7) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 960円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

(写)

別 添

一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会
調査審議経過

年月日	回	審議事項	主な審議内容等
令和4年 10月5日 (水)	第1回	1 部会長及び同代理の選出について	部会長に長尾委員、同代理に両角委員を選出した。
		2 専門部会運営規程について	原案どおり決定された。
		3 審議運営事項について	事務局から要点の説明がなされた。
		4 審議日程について	原案どおり決定された。
		5 労働経済等関係指標について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		6 最低賃金基礎調査結果について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		7 最低賃金に関する労使協定締結状況について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		8 参考人意見表明について	事務局から、労使各側とも意見書の提出はなく、公示に係る意見書の提出もなかった旨報告がなされた。その上で、引き続き審議を行うことで合意した。
		9 労使の基本的主張	労働者側は、前提として全会一致、年内発効を念頭に審議を行っていきたいと主張した。本件特賃にかかる産業は、富山県の基幹産業であり、他産業に対する優位性の確保が必要である。また、人材確保に向けて本件特賃にかかる産業の魅力を向上させるためにも、大幅な本件特賃の引上げは必要である。労使お互いが理解を示し、高い生産性を保ちながら、特賃を上げていく必要があると主張した。 一方、使用者側は、労働者側と良好な関係を保ちながら全会一致で結審したいと主張した。本件特賃にかかる産業は、富山県の基幹産業であり、他の業種に対する優位性は認めるが、その水準を論議すべきである。また、富山はBランクの中でも下の方であり、分相応な引上げにとどめるべきである。中小企業の実態を踏まえると、まだ先行きは不透明であり、まずは中小企業の実態の向上、企業の立て直しを最優先すべきと考え、大幅アップの状況ではないと考えることを主張した。
		10 金額等審議	公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたが、意見の隔たりが埋まらなかったため、次回改めて審議を行うこととなった。

(写)

令和4年 10月12日 (水)	第 2 回	1 金額等審議	前回に引き続き、公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたが、意見の隔たりが埋まらなかったため、次回改めて審議を行うこととなった。
令和4年 10月26日 (水)	第 3 回	1 金額等審議 2 専門部会報告の取り まとめ	公益委員を中心に、労使双方から意見を聴取し調整に努めたところ、おおむね意見の一致を見たので、公益委員案を提示した上で採決し、全会一致で公益委員案どおり議決した。 富山地方最低賃金審議会に報告するため、専門部会報告を取りまとめた。